

令和 5 年 8 月 10 日

第 8 回

# 議 事 録

小国町農業委員会

## 令和5年第8回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）午後2時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 北里地区 木附栄三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長 　ただ今から、令和5年第8回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　それでは、議事録署名委員は、3番穴井幸子委員、4番松野英一委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野主査を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 　議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年8月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

　議案第1号番号1、土地の所在は、大字北里字〇〇です。地目は、登記簿地目は原野、現況地目は畑です。面積は314,426㎡のうち埋設面積411㎡です。権利の種別は、3条地上権となります。貸付人、借受人は記載の通りです。申請事由は、電柱設備を埋設するためです。備考欄に権利設定期間の記載がありまして設定期間は30年です。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料の1ページが農地法3条の許可申請の写しです。2ページに権利設定しようとする契約の内容が記載されています。3

ページは、事業計画・内容、周辺土地、作物、家畜等の防除施設の概要等が記載されています。こちらの4段目ですが、本来は熱水配管と同じルートで計画しておりましたが、工事を進めていく中で、勾配が激しく規定角度を越えてしまう事から同じルートでの設置が困難であると発覚したということです。以前許可を受けたルートとは、別ルートで申請がされています。次の記載に今期は馬の出荷が終了しており現在放牧地内に馬はいないので工事期間中の家畜への影響はありません。土地への被害防除策としては、土砂の流失等を防ぐために緑化を計画しています。万が一土砂流出が発生した場合は、速やかに土砂の撤去を行いますと記載がされています。4ページが工程表です。今回、許可が下りれば8月下旬から10月下旬までの期間で工事が計画されております。5ページが位置図となりまして、農地法の該当箇所は、赤線の部分になります。発電所からの配管埋設区間距離が192m、面積207.1㎡、もう一カ所の配管埋設区間が、距離189m、面積203.9㎡となっています。6ページが先ほどの位置図の情報を航空写真に落とし込んだ資料です。このページの表示については、正確な設置位置ではないですが、おおよそ青色の線が配管を完全埋設する位置になります。7ページが設置箇所の詳細図面になります。さらに詳細に拡大した図面が8ページから11ページまで添付しています。12ページに配管、電線をメンテナンスするためのハンドホールの断面図、平面図です。配線、ハンドホールについては、完全埋設で60cmの深度に設置します。13ページは、配線を埋設するにあたりパイプを使用しますので、外側のパイプの詳細です。14ページが確認書、15ページが現地確認時の写真です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については8月3日に私と木附推進委員、事務局2名で現地を確認しました。現地は、馬の放牧がおこなわれている農地です。説明によりますと電柱設備については、完全埋設とのことなので、営農に支障はないように設置されということなので問題は無いかと思われます。ご審議の程よろしく願います。

- 議 長            それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 1            番            工事途中の工程や計画通りに設置されたかを確認する写真など農業委員会で保管をするのでしょうか。
- 事 務 局            工事の途中経過などの写真を保存することはありませんが、撤去時に文書や写真を提出していただいた実例はあります。農業委員会に農地台帳がありますので、どの農地に地上権設定がされているかが管理できるようになっています。地上権設定については、工事完了後に報告することはないので、営農に支障を及ぼさない形で設置していただくしかありません。もし支障が出るようなことがあれば、農業委員会からの確認や指導が必要と思われます。
- 5            番            工事完了後に農業委員や事務局は、現地確認を行うのでしょうか。
- 事 務 局            工事完了後に現地確認をすることはありません。工事完了報告も提出することはありません。
- 5            番            審議をする以上は、農業委員会が確認する必要があると思います。撤去時の報告は困難だと思うので、工事完了時だけでも最終確認する必要があると私は思います。
- 事 務 局            法令上でいうと農地法 3 条は、農地を農地のまま使用する場合に発生する権利移動の申請であります。農地法 4 条 5 条の転用案件であれば、法令上完了報告を提出して頂きますが、今回の案件は、農地を農地として使用するものなので申請者に対して確認等を行うのは、法令的に難しいと思われます。
- 議 長            それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 3 議案第 2 号番号 1「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 5 年 8 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,730 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、胡瓜です。期間は 10 年の使用貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 借り手の方についてです。小国町では、あまり聞かない苗字ですがどういった方ですか。

事務局 借り手の方は、熊本市出身で現在は小国町に移住し、農業を始めたいと考えている方です。この方は、農協の農業師匠制度を利用して南小国町の胡瓜農家さんのところで研修を受けています。その研修終了後に営農を開始する場所として、申請しているの農地を借りるとのことです。

1 番 今年から胡瓜を作付けするというのは、決まっていないのですか。

事務局 胡瓜については、受け入れ先農家さんのところで胡瓜を作付けしている状況です。

1 番 今回の申請地に胡瓜を作付けするのは、もう遅いですよね。

事務局 計画としては、研修期間が1月末まであって2月から営農開始する予定です。来年の春の収穫に間に合うように土地づくり等の準備をしていきたいと借り手の方は言われていました。

5 番 借り手の方は、もう胡瓜を栽培しているのですか。

事務局 自身のみで栽培はしておりませんが、受け入れ先の農家さんのところで栽培、出荷工程を学んでいます。作付けは、今までに2回ほど一緒に作業を行ったとのこと。今は、営農に必要な知識を勉強しています。

7 番 農地の現況は、どのような状態でしょうか。

事務局 申請地の現況は、ハウスが建っています。ハウスの中については、借り手の方が営農開始に向けて除草作業等を行っている状況です。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第8回総会を閉会致します。

令和5年第8回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

3 番

4 番